

## UJIターンを応援します！佐世保市のサポート制度

### 仕事

#### 無料職業紹介事業



ながさき移住サポートセンター(長崎市、☎095-894-3581)などと連携して職業紹介を行います。

相談窓口

させぼ移住サポートデスク(市役所7階)

☎させぼ移住サポートデスク ☎24-1111

#### 新規創業支援事業

県外から移住し、製造業、情報サービス業、ベンチャービジネスの分野で常用労働者を3人以上雇用して1年以内に創業した人に創業費用の一部を補助します。

補助率 対象経費の3分の1以内(上限100万円)

☎商工物産課 ☎24-1111

### 住まい

#### 空き家改修補助金

「佐世保市空き家バンク」に登録された物件を購入し、市内に5年間居住することを前提に、自ら居住するために改修した場合に改修費用の一部を補助します。

県外からの移住者

補助率 対象経費の2分の1以内(上限60万円)

※子育て世帯70万円、離島の場合100万円。

☎させぼ移住サポートデスク ☎24-1111

県内・市内在住者

補助率 対象経費の2分の1以内(上限50万円)

☎都市政策課 ☎24-1111

#### 市営住宅UJIターン促進事業

随時募集中の市営住宅(過疎地域に限る)に入居する県外からの移住者に対し、初期費用(家賃の3カ月分と敷金の額)を補助します

☎住宅課 ☎24-1111

### 移住支援

#### 奨学金返還サポート制度

##### 「SASEBO Lifeをはじめよう！」

下記の基本要件と個別要件のうち1つを満たす人に、その間の返還実績に応じて最大3分の2の補助金を交付します(最長10年間、年間上限20万円)。

基本要件

申請時点で佐世保市に居住し、過去1年間に佐世保市の認める奨学金制度の返還実績があり、その後9年間佐世保市に住み続ける人

個別要件(いずれも平成28年4月1日以降に)

- ①市内の離島で就業している
- ②市内で創業している
- ③市内の製造業・情報サービス業を主たる業とする事業所へ就職している
- ④市内の一次産業に就業している(各種条件あり)

☎政策経営課 ☎24-1111

#### 移住支援助成金事業

県外からの移住者で「佐世保市空き家バンク」登録物件または市営住宅UJIターン促進事業対象住宅に入居し、かつ就業または創業した場合に引越費用の一部を助成します。

補助率 対象経費の2分の1以内

(上限15万円、離島20万円)

☎させぼ移住サポートデスク ☎24-1111

### 市内企業向け

#### 佐世保市UJIターン就職促進事業費補助金

市内の中小企業が各都市圏で開催されるUJIターン合同面談会に参加した場合に旅費、出張にかかる経費の一部を助成します。

補助率 対象経費の3分の1以内

(上限13万円、九州圏は3.5万円)

☎商工物産課 ☎24-1111

佐世保に移住してきた皆さんとご家族(左から)植村祐次さん・慶子さん、茂賀尚子さん、大原広軌さん・由軌子さん、森陽香さん  
空き家バンク・移住定住サイト「させぼ暮らし」(下記参照)で移住にまつわるエピソードなどを紹介しています。



### 地方創生・UJIターンを推進

## させぼ移住サポート事業が始まりました！

本市は地方創生や人口減少対策等に対応し、大都市などからの移住を積極的に推進するため、本年度からUJIターン関連の事業に本格的に取り組んでいます。

仕事や住まいなど、移住に関する相談には、4月に新設したワンストップ窓口「させぼ移住サポートデスク」(本庁舎7階)の専門職員が対応します。関係機関と連携しながらさまざまな相談に対応し、各種移住情報の発信なども行います。

このほか移住・定住のための支援制度も新設・拡充していますので、本市への移住希望者をご存じの方は、ぜひご利用をお勧めください。

なお、市内の空き家を有効活用する「佐世保市空き家バンク」事業では、登録する物件を随時募集していますので、対象になる物件を所有している人はどうぞご利用ください。

#### させぼ移住サポートデスク (市役所7階)



Facebookページで移住情報を発信中です！

移住希望者の  
ワンストップ  
窓口



### 住んでほしい人と住みたい人をマッチング！

## 「佐世保市空き家バンク」をご利用ください！

#### 市内の空き家を有効活用します

「佐世保市空き家バンク」とは、賃貸や売却を希望する所有者の皆さんから市内の空き家情報を集め、居住希望者にホームページなどで情報提供する制度です。空き家の有効活用や移住・定住の促進などを目的としています。市内在住の人も利用できますので、中古住宅をお探しの人はぜひご利用ください。

※所有者と利用者間の交渉や契約などは当事者間で行っていただき、市が関与することはありません。手続きなど、詳しくは下記のホームページをご覧ください。

#### 空き家物件を募集中です

空き家バンクでは、物件の登録を随時受け付けていますので、賃貸や売却を検討している市内の物件をお持ちの人はどうぞご利用ください。

#### 登録できる空き家

個人が所有する一戸建ての住宅または兼用住宅で、現在、人が居住していない住宅(居住しなくなる予定のものも可)。

※宅地建物取引業者との媒介契約を行っているなど、既に市場に流通している空き家は登録できません。

※いずれの制度もご利用には別途条件がある場合がありますので、詳しくは担当課へお尋ねください。

☎地域政策課 ☎24-1111



空き家バンク・移住定住サイト  
<http://sasebo-kurashi.jp/>



☎都市政策課 ☎24-1111